

平成30年第4回定例会議事日程（第2号）

平成30年12月7日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第61号 吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第67号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第68号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第69号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第70号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

平成30年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成30年12月7日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月7日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第61号 吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。現行条例の吉富町土木工事分担金徴収条例では、区画整理事業については当該事業に要する経費の10%以内の範囲内の金額とし、国や県の補助金を含めた総額の10%以内を受益者が負担することと規定しております。また、町が実施する事業に係る受益の公平性を勘案し、今回、漁港漁場整備事業分についても同様に受益者分担金を規定するため、吉富町土木工事分担金徴収条例を廃止し、新たに吉富町土木及び農林水産業事業分担金徴収条例を制定するものでございます。

それでは、条を追って説明いたします。

第1条、趣旨。この条例は、吉富町が施行する土木及び農林水産業に要する経費に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づいて徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条、受益者の範囲。受益者の範囲は、別表に定める者とする。

第3条、分担金を徴収する事業及び分担金の額。この条例により分担金を徴収する事業及び分担金の額は、別表に掲げるものとする。ただし、補助事業にあつては、当該事業費総額から国又は県から交付を受ける補助金額を控除した額に別表の分担率を乗じて得た額の範囲内とする。

第2条、第3条関係は、3ページの別表を御参照ください。

事業ごとに分担金を徴収する事業名、受益者、分担金の額を規定しております。事業名、土地

改良事業の事業内容は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業を対象とし、受益者は土地改良法第3条に規定する資格を有するもので、分担金の額は当該事業に要する経費の10%以内とするものであります。

ただし、農業用用水施設の改良事業については、受益者を土地改良区とする。

次に、漁港漁場整備事業の事業内容は、漁業関係者の利用に供するための漁港漁場施設等の保全又は新設改良工事とし、ただし、海岸保全施設を除き、受益者は漁業協同組合、分担金の額は当該事業に要する経費の5%以内とし、ただし負担金額が130万円を超える場合は130万円を上限と規定するものでございます。

次に、その他の事業として、事業内容が漁港施設のうち機械設備の保全及び改修事業につきましては、受益者は漁業協同組合、分担金の額は当該事業に要する経費の10%以内と規定するものであります。

同じく、その他の事業、吉富町公共下水道事業全体計画区域外にあって、し尿以外の汚水を排除する下排水路新改良工事につきましては受益者を当該事業の受益を受ける者とし、分担金の額は当該事業に要する経費の20%と規定するものでございます。

次に、分担金の納期等で、第4条では、分担金の納期は、分担金を決定した年度において、その都度町長が定める。

第2項、分担金は、納期限その他必要な事項を納入通知書により受益者に通知するものとする。

第3項、受益者は、納期限までに分担金を納付しなければならない。

第4項、分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りではない。

分担金の減免又は延納。第5条、工事にあてる目的をもって土地その他の物件、労力又は金銭を寄附した者に対しては、町長はその額に応じて、分担金を減免することができる。

第2項、町長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金を減免し、又は延納させることができる。

督促及び延滞金。第6条、督促及び延滞金の取扱いについては、吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成21年条例第16号）の規定の例による。

委任。第7条、この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し、必要な事項は、別に定める。

附則第1項。この条例は、公布の日から施行する。

吉富町土木工事分担金徴収条例の廃止。第2項、吉富町土木工事分担金徴収条例（昭和52年条例第31号）は、廃止する。

以上、説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくをお願いします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくをお願いします。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。これは全協で説明を受けました。ここだけちょっとお尋ねします。漁港漁場整備事業のところで、「当該事業に要する経費の5%以内」、ただし負担金額が130万円を超える場所は130万円を上限とする。この件で説明を受けました。それについては、どういう根拠だったのか。もう一度この本会議場で教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 経費を5%以内としましたのは、平成21年に地方分権改革推進本部が建設事業に係る市町村分担金の実態調査で、福岡県の漁港修築事業の負担割合を5%から10%を参考にし、最も低い5%を分担率とし、あわせて負担金額の上限を130万円をしましたのは、吉富漁港修築事業が昭和57年から平成13年までの20年間で、また、平成3年から平成24年度に実施した事業に対して24事業実施しております。

全協では、総額を5億2,352万5,000円と説明しましたが、平成3年から平成24年度までに実施した事業も加えますと、町費負担分は6億3,551万4,000円、年平均負担額に換算しますと2,647万9,750円、その金額から分担率を5%とした場合は、132万3,987円となりますことから、上限を130万円と規定するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全協での金額の誤差があると、今担当課長から言われました。相応な誤差ですね。

もう一つ、それから今計算の方法を教わりました。そうしますと、大方2,600万円、その5%だということです。ここに、町費を合計した分があります。これは6億3,551万4,000円になりますか。それを計算するとこうなるんだという計算でした。この中に、要するに事業費の中には町債というものがあるはずですが、町債の記述がないです。だいたい、町債は交付税措置されるんだということです。でありますから、この今課長の説明に、これまた何か間

違いがあるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 事前にお配りしました資料につきましては、町費負担分としての記載をしておりますので、起債は当然あるかと思いますが、その分についての資料はつくっておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、最後です。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後ですね。福祉産業建設委員会に付託されるんだろうと思いますので、ちょっと私担当じゃないのでお伺いしたいんですが、要するに、受益者負担ということは、今言った町債も含まれるということのようですが、本来なら単費からを、それを計算して5%とかというのが正しいんじゃないかなと、これ説明を聞いて思ったんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 起債のうち交付税としての対象となる部分というのが漁港修築事業あるいは平成3年から実施しております漁村再生交付金事業等で、それに該当する交付金額というのを含めたところで交付されるということもございまして、その算定は難しいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず2つお願いします。

1つは、この事業名、事業内容、この条例にかかわるものを漁業関係ではちょっと出してもらっているんですけども、ほかのもありますので、ほかのを教えてくださいというのが1つ。

もう一つは、これまでの5条に減免の規定があるんですけども、今までの条例での減免の実態とその減免についての今後の方針についてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 事業名、これは漁港漁場関係の資料として提出させていただきましたが、その他と岸本議員が言われるのは農業関係土地改良事業のことにに関してでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい。土地改良事業として負担金を徴収した実績としては、土屋、鈴熊地区のほ場整備がございまして。事業費が、ちょっと私手元に資料がございませんが、1億1,000万円ぐらいではなかったかなというふうに記憶しております。

それ以外で、その他の事業の中で下排水路新設改良工事、これを全協のときに、私の記憶の範囲内では町内3カ所実施していると申し上げました。ただ、その実施した年度が平成前後の時代

でございますので、正確な工事費用というのが今記憶しておりませんが、その工事のうち私の自宅のほうもその事業に該当しまして、負担金額については、うっすらとした記憶ですが3万円から4万円の負担金をしたのではないかなというふうに記憶をしております。

以上です。（発言する者あり）済みません。失礼しました。

現行条例につきましても、減免は設けております。（発言する者あり）

現行条例でその分担金の減免としましては、今回新たに設ける条例と同様な減免、また、新たに延納という措置を条例では設けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が言ったことと違う、中もあるけれども、私の聞いたことじゃない。いいですか、もう一回。

○議長（若山 征洋君） 聞いてください。どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が聞いたのは、例えば漁業関係ではこういう資料を出してもらっていますよね。この中に、こうした事業名を書いているじゃないですか。吉富なんかかんとか事業とか。その内容もわかります、わかるようになっています。そういうふうに、土地改良事業についてもその他の事業についても言ってくださいということが1つだったんです。

それと、減免については、だから、それがだあつと出れば、今実際に負担金をとった事例をおっしゃいましたよね。それ以外はじゃ減免したのかということになるんです。だから、減免の実態を私は聞きたかったんです。そういう意味です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 減免の実態につきましては、現行条例で受益者負担金を徴収したのは、土屋、鈴熊地区のほ場整備、それから下排水路の改修工事だけでございます。それ以外については全額町費をもって実施しております。負担金は徴収しておりません。（「してないんですね。それがどのくらいあるかが知りたいので、その事業名を言ってくださいと言っているのです」と呼ぶ者あり）土木事業に関しましては、私も想定できないぐらいの工事本数がございます。大半が分担費は徴収しておりませんので、逆に分担金を徴収しているのは先ほど申し上げました土屋、鈴熊地区のほ場整備、それから下排水路の改修工事で3件のみでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員さん、2回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところで言えば、そうすると、今後もその方針。今まで長い間この条例、どのくらい前でしたですか。これは今までの条例では減免がかなりなされていて、実際に徴収されたことは、今おっしゃった何回かだと。そういう方針というのは今までどおりな

されるのかということをもう一回お尋ねしたいと思います。それが1点です。

あと、私受益ということの考え方がどうかと思うんです。例えばほ場整備事業なんかで受益者負担がありますよね。そうすると、例えば1戸の農家の方が100万円自分が負担することになると。しかし、ほ場整備をすることによってじゃ100万円の益が自分の中に返ってくるかという、そうはないと考える方が多いからこそ印鑑をつかないというか、そういう方もいらっしゃると思うんです。

この条例を見ますと、いわゆる受益の額が事業の、具体的には工事費、工事費を土台に算定してあります。工事費を土台にしてあると思うんです。工事費から割り出してある。この受益というものの考え方がこれでいいのかなという疑問があるんです。この辺をどう思われるでしょうか。この2つをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 減免または延納につきましては、別表に記載しております土地改良事業、漁港漁場整備事業、その他の事業については減免または延納等の措置をしますが、現在までやったその他の事業につきましては、この減免対象の事業ではございませんので、今後も同様な取り扱いをすることとしております。

それから、受益者の分担金についてですが、特にほ場整備につきましては、土地が成型されていない、道路がない、水路がない、そういったものを国の費用、または町の費用をもって成型するわけですから、当然個人の資産ではございますが、ほ場整備をすることによって生産コストが下がる、また、湿田等の改良もされますので、いろいろな作物が作付できるようになる。それによって農業収益が上がることは考えられますので、応分な負担は必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） その受益をどう考えるか。受益の金額。受益によるところでの負担金をどう考えるかというところでは、ちょっと議論し足りないんですけども、もう3回目なので、また一般質問かなんかで機会があればしたいと思います。

3回目なのでちょっと幾つか聞きますが、1つは、なぜ今なのかという思いがあるんですね。これ「広報よしとみ」で、今度町長が新設をするということを確認に言われていたと思うんですけども、この浚渫の工事もちろんこれに入ると思います。そうすると、1年半におよび災害復旧を、言い方が悪いかもしれないけれども、さぼっておいて、そして、いざしようとするときに、その漁業者に負担金を求める。この時期というのがちょっと、ここを考えるととても私許せないという思いが強いです。こういう観点というか、こういう思いがあります。

なぜ今なのかという問題です。12月の広報、町長の言葉ではないですよ、これは。広報の中にある2行目なんですけれども、「町からも事業費の一部負担や漁港施設の利用改善についてお願いしたところ」となっているんですね。この一部負担金を求めることは確かに地方自治法でしたか、ちゃんとなっていますよね、受益の範囲内で求めることができます。だからそれはいいんですけれども、その際は必ず条例化しなければならないとなっているんですね。

これ、条例がない中で一部負担金をお願いしてありますよね。これは何の根拠でこの一部負担金のお願いがされたのかという疑問があります。この点が2点目です。

それから、私は、このことと、このことの整合性を得るために今回の条例提案だったのかなとか思ったりしたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。これが3点目です。

最後です。最後は、今農業も、漁業も、1次産業が衰退の一途をたどっているというのはどなたも同じ認識だと思うんですね。地域経済を考えるときには、これを何とかするためには補助を充実させる時期だと思うんです。にもかかわらず、今回新たな負担をとるということがもう到底理解できないんですけれども、この辺、どうでしょうか。

以上4点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、なぜこの時期なのかという御質問ですが、この条例を、現行条例につきましては冒頭説明をいたしましたように、事業費に国または県の補助金を含めたところでこの受益の10%と定めておりますが、本来、国からの補助金を除いたところで受益者分担金を徴収する、負担していただくものではないかなというふうに私は判断しました。ですから、今回、国費、また県費を除いたところで受益を算定基準とするということで条例をつくる。あわせて、漁港修築事業が実施されたときから漁業者、当然受益者となるわけですが、負担金を徴収するべきでないかというのは、私自身はそう思っております。

岸本議員が今言いますように、昨年の航路が埋まって、そのタイミングでというのはございますが、もっと早くするべき、逆にもっと早くするべきではなかったかなと思っております。

ほ場整備の受益者負担金の考え方を変えるに当たって、今回漁港関係も受益者分担金を負担をお願いするというので今回条例を制定するものでございます。

次に、広報の内容の中で、事業費の負担をという記述がございます。これは、前黒瀬組合長の時代に、今後は漁港関係、水産関係の事業につきましては負担をお願いしたいということで、昨年予定しておりました事業について負担金をいただくということで申し上げたものではありません。今後、そういったことも必要になってくるということでお願いをした、申し上げたものでございます。

次に、農業、漁業が今衰退していると。補助の充実を補填をということでございます。

漁業関係については、確かに補助というのが、水産関係で水産物の増殖という面ではアサリ貝、またはクルマエビの放流事業は続けておりました。去年は実施いたしませんでした。農業関係につきましては、新興作物等の補助を実施しております。その補助によって園芸作物の作付が増加をしております。また、その中でもまだまだ作付面積としては少ないのですが、ケイトウについては福岡県内一の生産規模になっております。それは、新興作物の補助制度があったからこそであると思いますし、農業者も喜んでいただいております。

そういったことで、決して補助が充実していないというふうには、私は認識はもっておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。私のほうの質問、今皆さんの話を聞きよって、質疑がかなりまだ、疑問点がすごく湧いたんで、3問ルールじゃちょっと追いつかないんで、今から連続して5つ聞きます、まず。

1つ、今回のこの条例制定に当たり、当事者などとの協議、そういうものが行われたのか。まず、町民である当事者らが納得の上での上程制定なのか。公平性ということを先日言っていましたが、事後や過去の例を無視した制定というのは、これは行政運営上問題ではないのかなと私は思いますが、まずそれが1点。

2点目、吉富漁港の航路浚渫ということがあります。先ほどから説明がありますが、これは別表のどこに該当するのか。単独航路、共同航路、泊地浚渫、その区分というのはどうなるのか。これ2点目。

3点目、負担金130万円の根拠基準、先ほど説明されておりましたが、法と過去の条例に照らして適正なのか。これが3点目。

4点目、浚渫を初めとして、漁港整備に関する事業は単年度1回限りなのか。それで終わるのか、複数年にまたがる事業の場合がほとんどだと思うんですが、例えばその場合は1年1回と見るのか、1事業で1回と見るのか。これが4点目。

5点目、受益者の相応の予算という話はわかるんですが、航路は町の管理、町の財産だと。一利用者である漁協のみが対象なのはどうか。遊漁船やプレジャーボートに、荷揚げ船などいろいろ使う方もいらっしゃると思います。その方々からも負担を徴収するのかどうか。公平性をうたうのであれば、それも必要ではないかなと私は思うんですが、この中には記載がありません。それについての説明を求めます。

もう一点、先ほど岸本議員が質問されている内容ではちょっと疑問に思ったんですが、減免の規定が過去にあると。あとは、平成前後に受益者負担か、3万円から4万円をとったとかいう例

もありました。今手元に資料がないと言いましたが、今は本人さんがこれ疑問に思っても言わなかったんかかもしれませんが、委員会があります。それまでに私が気になったのは、そのときの事業名と事業費、減免した場合はこれでした、お金をとったのはこれでしたというのを出示していただきたい。それがなければ、ここに、次の審議に行けないと思いますので、これはちょっとあくまでも次のときまでにでいいです。先ほど私が聞いたやつをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、条例について、当事者に協議をしたかということですが、正式な協議はしてございません。先ほど岸本議員が言いましたように、当時の黒瀬組合長には、今後町としては、負担をお願いすることになるということでは説明しております。

土地改良区につきましては、総代会、理事会等でも分担金を今後は土地改良区から負担していただくことが必要になってくるということは申し上げてはおります。それは、議事としてはございませんが、土地改良区につきましてはほぼ水利費で保全工事を実施しておりますが、大規模な工事になりますと水利費が大きな負担となりますので、そうした事業をする場合はこの土地改良事業に当たっては応分な負担をそれでお願ひしますということでお願ひはしてございます。

負担金の根拠につきましては、それが妥当かどうか、それは先ほど算定の根拠として申し上げましたとおり、妥当な数字ではないかなというふうに思っております。

漁港整備が、事業が継続する事業、また単年度でする事業というのがございますが、漁港事業につきましては、年次計画をもって事業を実施しておりますので、負担金については、その年度に実施した事業に対しての負担金となります。

航路浚渫等、また泊地浚渫が別表でいうとどの事業名に当たるのかということにつきましては、漁港漁場整備事業の項目に当たるというふうに考えております。

また、航路の漁港施設については、町管理でございますから、町が適正な管理をしなければなりません。プレジャーボート等については、負担金の対象としては考えてございません。

それから、現在まで負担金を徴収した事業、それから工事費、分担金額につきましては、先ほど説明しましたように、平成の前後に実施した事業で、単独事業で実施した事業でございます。文書の保存規定等がございますので、その当時の実績が残されているかどうかということも確認し、残されておればまたそれは資料としては説明はできるかとは思いますが、今できるとはちょっと申し上げできないという状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今私が聞いた5点の中で1点、ちょっとわかりづらかったのがあるので再度確認しますが、先ほど言いましたように、この事業が1年で終わるのか終わ

らないのか、その事業に対してと言われましたが、複数年にまたがった場合は単年で1事業で1回というカウントなのか。それとも、1事業を1回なのかという話を私は聞いたので、極端な話で、1年間で3回あれば、事業が。3回負担でしょう。でも、この1事業が3年か5年にまたがれば1回というカウントは1回やないですか。そうではないんですかということを知っているので、その確認がしたいのと、次に行きますけど、これ条例の中に、第5条に、「町長は、災害その他の理由により必要と認めるときは」というふうにあります。これは何を基準で判断するのでしょうか。例えば、法や今ある条例に基づかない、例えば暴力的組織とか、などと同じように、個人の主観で決めるんですか。この判断基準はどうなるのでしょうか。その辺についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ちょっと説明が不足しておりましたが、事業が複数年にわたる、それは1事業というふうに判断しなければならないというふうに思っております。

それから、第5条の災害その他の理由、この災害というのは、一般的には昨年のような西日本豪雨、または平成24年の九州北部豪雨等の災害というふうに判断ができるのではないかとこのように思っております。

また、その他の理由は、例えば住宅火災、または盗難等が、その理由として含めるべきではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の基準の説明がよくわからんやっつたんやけど、例えば住宅に関して何とか今説明を受けたんですが、この土地改良事業の農地とか漁港で住宅が云々って何か関係するんですか。ちょっと今の説明はすごくわかりづらいですけど。

3回目立ってしまったんで、3問ルールでとめられたら悪いんで。先にもう一個質問しておきますけど、例えば今のこの受益者負担という理屈を前提に考えると、今回の中には盛り込まれておりませんが、例えば先日つくられた防災道路大市屋敷線の防災道路ですとか、例えば楡生の寄附をいただいた形で、高さを合わせるために工事がずれた道路がありましたよねえ。あれらというのはたしかほとんど奥に行けない、一部の方しか使えないような道路になるじゃないですか。そうすると、受益者、例えば利益を有する方、そこで特定の方が利益を有するという理屈をつければ、これもしかして道路をつくるのも分担金をとるという話に発展しないかなと、ちょっと私、これ大変危惧しています。

例えば、後出しじゃんけん、よくやられる。こういう形でやられたときに、道ができました。この先——前回の説明で、漁場整備事業ですか、これに関しては拒否権はない。土地改良区のほ

うは全員の印鑑がなければできない。しかし、ここは先に事業をやってしまったら拒否権がないという説明だったんですが、そういう形を今後進めていくのかな。一番最初の条例になるのかなと私は思う。ちょっと危惧するんですよ、ここ。そこはどうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現行条例では、区画整理事業のみで限定しておりましたが、農地の整備については、農道、水路、道路も含めたものが土地改良事業でございますので、仮にそういった事業を実施しようとするときに、単独事業で実施するしかございません。補助事業で実施するのであれば応分な負担をいただくと。ですから土地改良事業に定める事業というふうにしたものでございます。

また、先ほど例で大市屋敷線、それから楡生等の道路事業についての分担金というふうに、どうなるかという御質問ですが、道路については公の道路であります。不特定多数の方が通行する道路でございますから、分担金を徴収する考えはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3 議案第62号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第62号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書5ページ、資料ナンバー1、新旧対照表1ページもあわせてごらんいただければと思います。

吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1中「吉富町児童就学援助規則」を「吉富町児童生徒等就学援助規則」に改める。

別表1は、番号法第9条第2項の規定により、地方公共団体の機関が条例で定めることにより独自に個人番号の利用ができる事務を定めるものでございます。本表で規定している吉富町児童就学援助規則の題名が平成31年1月1日から吉富町児童生徒等就学援助規則に変更いたしますので、字句を改正するものでございます。

別表3中「吉富町児童就学援助規則」を「吉富町児童生徒等就学援助規則」に改める。

別表3は、番号法第19条第10号の規定により、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供することができる事務を定めるものでございます。本表で規定をしている吉富町児童就学援助規則の題名が平成31年1月1日から、吉富町児童生徒等就学援助規則に変更いたしますので、字句を改正するものでございます。

附則、この条例は平成31年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

何か質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 法による字句の改正というふうにお聞きしましたんで、その部分以外の改正はないのかということと、今回の改正に当たり、子供たち、家庭に関係するんでしょう。その方たちに不利益になるようなことが改正の中にあるのかどうか、その点確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） もう字句の改正のみでございます。

後段については担当課のほうでお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今回のこの規則、条例でこの規則なんですけど、就学援助の規則の改正によりまして、保護者、児童に対して不利益になるような改正の内容は含まれておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんね。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第63号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第63号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 議案第63号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書6ページをお願いいたします。この条例改正につきましては、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部の改正に伴い、高等教育機関として専門職大学等の制度が設けられるようになります。専門職大学は、前期、後期に課程をすることができ、この前期課程終了者は短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることとなります。このため、専門職大学の前期課程を終了した者については、放課後児童支援員の基礎資格を有するものとして対象に追加するものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。資料ナンバー1の2ページをごらんください。吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年

条例第17号)の新旧対照表でございます。下線部分が今回の改正部分でございます。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

次に、議案書第7ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) 説明はよくわかったんですが、要は、新しい大学ですか、専門職大学というのができるんだと。その文言が条例の中に新しく加えたということだろうと思いますが、ちょっとそういう大学がこの近所でできる可能性が何かあるんでしょうか。全国でどれくらいできるのかとか、それをお願いします。

○議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(石丸 貴之君) この件は、文部科学大臣に申請して専門職大学ということになっておりますが、福岡県におきましては、私立として福岡専門大学というのが今度新たにできるようになっております。全国では今のところ13校が申請というふうになっております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 説明では、学校教育法の改定に伴う修正ということにお聞きしましたが、法改正以外での町独自の改正部分があるのかというのが1点と、もう1個、今質問されたことに付随するんですが、今回の条例改正により、今までは大学を卒業した者という前提があったんですが、前期課程を終了した者も含むということですので、この支援員の門戸が、入ってくる可能性の門戸が広がったのかそれとも狭まったのか、その点を教えてください。

○議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(石丸 貴之君) これは学校教育法の改正に伴うもので、町独自のやつはございません。

それと、短期大学卒の資格を有するというふうには、前期を終了すればですね。そういうふうには今回なっておりますので、今後の学童の支援員等については門戸が広がるというふうには判断しております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第64号 吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書8ページからをお願いいたします。

議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

まず、改正の内容、目的でございます。今回の条例改正につきましては、現在、単式簿記による官庁会計方式を採用しています下水道事業会計につきまして、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等さらに的確に取り組むために、民間企業の会計基準と同様の複式簿記による公営企業会計方式を適用し、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを目的とし、平成31年4月1日よりの適用に向け、関係条例の一部改正を行うものでございます。

この条例では、本則にて、吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正し、附則にて、

関係条例であります9件の一部改正と1件の廃止条例にて構成をいたしております。

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー1の新旧対照表の3ページをお願いいたします。

吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、吉富町水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

この改正では、これまで公営企業としての水道事業のみから上下水道事業の設置条例とするために、条文中に下水道事業を加え、下水道の設置に関する条文、また経営規模の諸言などを加えるものでございます。

また、文言では、水道事業とあるのを上下水道事業に、管理者とありますものを水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う町長（以下、「管理者」という。）表現に改めるものが主となっております。

それでは、条文に入ります。

題名を次のように改める。吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条に次の1項を加える。2、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（下水処理施設を含む。以下同じ。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）第1条の2、地方公営企業（昭和27年法律第292号。以下、「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下、「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」（以下「上下水道事業」という。）を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2、水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- （1）給水区域は、吉富町の区域内とする。
- （2）給水人口は、7,200人とする。
- （3）1日の最大給水量は、2,800立方メートルとする。

3、下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1）排水区域は、吉富町の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

- （2）排水区域面積は、201ヘクタールとする。
- （3）排水人口は、4,500人とする。
- （4）1日最大能力は、2,000立方メートルとする。

ここでは、水道事業の経営の規模につきましては従前の条例をそのまま計上いたしております。
3において、平成30年8月に県知事の認可を得ております現在の下水道の規模を表示しているものでございます。

続きまして、第2条第4項を削る。第3条第1項中「地方公営企業（昭和27年法律第292号。以下、「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「管理者」を「水道事業及び下水道管理者の権限を行う町長（以下、「管理者」という。）」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、これにつきましては、上位法であります地方自治法の適用する項にずれが生じておりましたため、今回、改正にあわせて修正を行うものでございます。

条文に戻ります。

「水道事業」を「下水道事業」に改める。第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

附則でございます。施行期日、1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

これより附則での改正条文の説明となりますが、以下の2と3につきましては総務課の所管となりますので、総務課長より説明をいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 上下水道課長が申し上げたとおり、吉富町課制条例と、その次の吉富町職員定数条例は総務課の所管でございますので、私から説明をいたします。

新旧対照表は7ページをお願いいたします。

吉富町課制条例の一部改正、第2項、吉富町課制条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を削る。

第1条は、地方自治法の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるための課を設けるものでございます。下水道事業が地方公営企業法を適用することとなり、上下水道課の分掌事務の全てが水道事業及び下水道事業管理者の権限に属する事務となりますので、本条から削除するものでございます。

第2条第7号を削る。

第2条は、町長の権限に属する事務を分掌する課の事務の内容を定めるものでございます。第1条で削除した理由と同様に、本条から削除するものでございます。

新旧対照表は8ページをお願いいたします。

吉富町職員定数条例の一部改正。第3項、吉富町職員定数条例（昭和48年条例第21号）の一部を次のように改正する。第2条第1号中「58人」を「60人（うち兼任2人）」に改め、同条第8号中「10人」を「9人」に改め、同条第9号中「7人」を「5人（うち兼任1人）」に改め、同条第10号中「4人」を「10人（うち兼任2人）」に改める。

新旧対照表8ページで御説明いたします。

下水道事業が地方公営企業となりますので、企業職員の定数をふやすとともに、幼稚園、保育園の一体化に伴う職員配置及び吉富フォーユー会館の管理業務の民間委託による用務員の減に伴う定数改正も今回あわせて行うものでございます。

第1号で、町長の事務部局の職員の定数を「58人」から「60人（うち兼任2人）」に改めております。これは、平成20年4月から幼保一体化に伴い、本条第9号の学校その他の教育機関の職員である幼稚園教諭2人が保育士を兼ねるため、兼任職員を2人とし、合計で60人とするものでございます。

第8号で、教育委員会の事務局の職員定数を「10人」から「9人」に改めております。これは、平成25年4月から、吉富フォーユー会館の管理業務を民間委託し、現業職員である用務員業務を廃止したため、1人減とするものでございます。

第9号で、学校その他の教育機関の職員の定数を「7人」から「5人（うち兼任1人）」に改めております。この第9号の職員は、幼稚園教諭と小学校の給食調理員でございます。幼稚園教諭を3人、うち1人が保育士を兼務いたします。小学校給食調理員を2人の合計5人とするものでございます。

第10条で、企業職員の定数を「4人」から「10人（うち兼任2人）」に改めております。下水道事業が公営企業となりますので、4人ふやすとともに、会計職員が公営企業会計の出納事務を行うため、兼任職員2人とし、合計10人とするものでございます。

なお、兼務を除いた職員の総定数は現行どおり81名のままでございます。

私からは以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 引き続き、上下水道課のほうにて御説明をいたします。議案書の10ページにお戻りください。

4、吉富町公共下水道事業特別会計条例の廃止。

吉富町公共下水道事業特別会計条例（平成9年条例第1号）は廃止する。これは、会計処理方式につきましては、地方公営企業法の適用を受けるようになるため、今回、地方自治法の適用を受ける本条例を廃止するものとなります。

吉富町公共下水道事業費基金条例の一部改正。

新旧対照表では9ページとなります。

これは下水道基金の使用につきまして、地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計を設けることにより、下水道事業はこれまで同じ町長部局であったため、下水道基金の繰りかえ運用が行えましたが、今後は基金を町長部局から公営企業へ貸し付けることとなるための改正となっております。

条文に入ります。

5、吉富町公共下水道事業費基金条例（平成2年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第5条の見出しを（貸し付け）に改め、同条中「繰戻し」を「償還」に、「歳計現金」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の規定に基づき設置する特別会計」に、「繰り替えて運用する」を「貸し付ける」に改める。

吉富町下水道条例の一部改正。議案書では11ページ、新旧対照表では10ページからとなります。

これにつきましては、本則にて改正をいたします吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例にて、下水道の設置規定を新たに設けたことにより、本条例を管理に関する条例へと改正するものでございます。

また、地方公営企業法の適用を受けるようになるため、条文中の「町長」の表現を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」の表現に改め、「規則で定める」という表現を、「管理者が定める」という表現に改正する内容となっております。

条文に戻ります。

6、吉富町下水道条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置、管理」を「管理」に改める。

第3条第2項中「規則で」を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が」に改める。

同条第3項及び第4項中「町長」を「管理者」に改める。

第4条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「吉富町排水設備指定工事店規則で」を「管理者が別に」改める。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第15条第2項及び第16条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第17条、第19条、第20条第1項、第21条第1項及び第3項並びに第22条第2項第2号及び第3号中「町長」を「管理者」に改める。

第22条の2中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第23条及び第24条中「町長」を「管理者」に改める。

第25条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第27条第1項及び第2項、第27条の2、第28条、第29条第1項、第30条から第32条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第33条中「規則で」を「管理者が」に改める。

続きまして、吉富町公共下水道施設設置条例の一部改正でございます。

新旧対照表は20ページとなります。

これは本則で改正する吉富町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例にて、施設の設置規定を設けたことにより、本条例を施設の管理に関する条例へと改正するものでございます。また、地方公営企業法の適用を受けるようになるため、条文中の町長を下水道事業管理者の権限を行う町長の表現に改正をするものです。

条文に戻ります。

7、吉富町公共下水道施設設置条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。吉富町公共下水道施設管理条例。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「下水道法」を「この条例は、下水道法」に改め、「本町に」の次に「設置する」を加え、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第4条中「町長」を「下水道事業管理者の権限を行う町長」に改める。

続いて、吉富町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正。

新旧対照表は21ページからとなります。こちらも地方公営企業法の適用を受けるようになるため、条例中の「規則で定める」を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が定める。」の表現に改正をするものでございます。

条文に戻ります。

8、吉富町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「規則で」を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」とい

う。)が」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第4条第1号、第5条第2号及び第7条第6条中「規則で」を「管理者が」に改める。

続きまして、吉富町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正。新旧対照表は23ページからとなります。

こちらも公営企業法の適用を受けるようになるため、条文中の「町長」の表現を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に表現を改めます。

また、「規則で定める」を「管理者が定める」との表現に改正するものです。

9、条文に戻ります。吉富町下水道事業受益者負担に関する条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「規則で」を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第3条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条から第10条まで、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に改める。

続きまして、吉富町公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正でございます。

新旧対照表は26ページからとなります。こちらも地方公営企業法の適用を受けるようになるため、条文中の「町長」の表現を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」の表現に改め、「規則で定める」の表現を「管理者が定める」の表現に改正するものでございます。

条文に戻ります。

10、吉富町公共下水道区域外流入分担金徴収条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中、「町長」を「下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第4号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条第1項、第7条、第8条及び第9条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第10条中、「規則で」を「管理者が」に改める。

続いて、吉富町水道事業給水条例の一部改正でございます。新旧対照表は28ページからとなります。

こちらにつきましては、上水道につきましても公営企業法の適用を受けるようになり、下水道と同様の表現とするため、条文中の「町長」を「水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」との表現に改正するものでございます。

条文に戻ります。

1 1、吉富町水道事業給水条例（昭和47年条例第125号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「町長」を「水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第6条第1項ただし書き、第7条、第8条第1項及び第3項、第8条の2、第1項及び第2項、第9条第1項、第10条から第12条まで、第14条から第17条まで、第18条第1項、第19条、第20条第2項、第21条第1項及び第2項ただし書き、第22条第1項、第24条の2第2項の表、第25条、第26条、第28条、第29条ただし書き、第30条ただし書き、第31条、第32条の第1項、第33条から第35条まで、第38条並びに第40条中「町長」を「管理者」に改める。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 特別会計を公営企業化するんだという、それに伴う条例の改正。

ちょっと基本的なことをお伺いしますが、町長とあるものが管理者という名前になったとあります。町長は選挙で選ばれますので町長ってよくわかるんですが、管理者というのはどういうことでしょうか。例えば、管理者の設置の条項がどこかにあるんでしょうか。それとも、その管理者というのは自動的に町長が管理者となるのか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、公営企業の管理者というものについてでございますが、地方公営企業法の第7条にて、管理者の設置という項目がございます。少し読みますが、その中で、「地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため管理者を置く。ただし、条例の定めるところにより、管理者を置かないことができる。」というふうに地方公営企業法の中でうたわれております。

さらに、地方公営企業法施行令の中で、この法律第7条のただし書きの中で、次に上げる事業以外の事業については置かないことができるというふうになっております。

水道につきましては、水道事業で常時雇用される職員の数が200名以上であり、かつ給水戸数が5万戸以上である企業につきましては管理者を置かなければならない。それ以下、それ未満の規模のものについては置かないことができるという規定がございます。

この上位法令に基づきまして、新旧対照表でいいますところの吉富町水道事業の設置等に関する条例の中で――4ページになりますが、右手の3条をごらんいただきたいんですが、3条の中

で、古いほうですが、公営企業法第7条のただし書き及び公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとするというふうに条例で定めております。これにより、管理者を置かずにその権限を水道事業管理者の権限を行う町長というふうに位置づけをしているところでございます。

下水道につきましても同様に、今回、管理者を置かずに、下水道の管理者の権限を行う町長というふうに規定をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 説明の中で、「規則で」を「管理者が」に改めるというのが幾つも出てきたと思うんですけども、「規則で」と言われると客観性が担保できると思うんですけども、「管理者」となると主観でどうにかなるのかなという印象を受けたんですけども、どうしてもこんなふうに変えないと悪いんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、今ありますこれで説明をしました規則についてですが、これは全て地方自治法に基づいて規則という形で定めておりました。今後につきましては、地方公営企業法の中、一斉による今度は規程というふうに改めます。ですので、今まであった規則については本条例等が可決した後、全てを一旦廃止をします。規則については廃止をします。そして、ほぼ同じ内容で、再度公営企業部局のほうで規程としてもう一度、再度新規でほとんど全てを同じような内容で定めます。ですので、規則でというのを今度管理者が公営企業法上の規程で再度定めるという意味で管理者という表現にしておりますので、管理者が適当に定めるということではなく、規則を今度は公営企業法の規程に置きかえるという意味での管理者でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案書の9ページ、資料でいくと4ページなんですけど、ちょっと1点教えてほしいんですが、水道事業のほうでいくと、給水人口が7,200人、1日の最大給水量は2,800立方メートルとなっているんですが、今回、この下の排水事業のほうは、排水人口4,500人、最大処理能力が2,000立方メートルという差異があるんですが、このちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 新旧対照表でいいますと、4ページです。4ページの左手のほうの上のほうに掲げている分だと思いますが、下水道につきましては今現在、まだ全町域をクリアできておりません。まだ整備中でございます。上水道につきましては、一応全域をカバーできているということで、県知事の認可をいただき、もう町域全部を認可区域として認められており、

全域をカバーしております。下水道につきましては、今現在につきましては、まだ全体計画全て達しておらず、ちょうど今年度知事の許可、変更の認可をいただいたんですが、平成30年から平成でいいますところの36年度までを計画期間としての事業認可をいただいております。その数値が現在入っておる関係で、また全域にはなっておりません。平成37年3月31日までに整備をする計画期間として現在そこに上がっております排水区域が201ヘクタール、排水人口が4,500人、1日最大能力は2,000立方メートルとなっているわけでございますので、うちが全体計画の完成を目指しております平成47年でいきますと、今現在でありますと、個々個々で下水道の区域として233ヘクタールに最終的にはなっていくことを予定いたしておりますので、現在は今現在の認可区域の数値で上がっているということで、面積、人口等に大きな差異が出ているということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本来、本会議で聞くような内容でもないような気がするんですが、私は所管委員会が違いますので、同僚議員に頼もうと思ったんですけども、ぜひ。もし間違っていれば正してください。

地方公営企業会計への移行というのは、私の調査研究した中では、人口3万人以上の地方公共団体については2020年の4月1日までに移行するというような適用があったと思います。私たちが目指す地方公共団体である吉富町は、目指すところ1万人で、3万人にはあと2万人足りないんですけども、それがこの時期に企業会計を変えるということ、もし私が把握している2020年の4月1日というのがそもそもそれは違いますよと言え、この質問は却下なんですけれども、これが本当にそうあるんならば、今この時期に移行する適用が、国の要請にはちょっと人数的に遠いんですけどもこの時期に変えることについてのメリットを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 大義名分といたしましては、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営をより目指すということが大前提でございます。

補足的に、先ほど梅津議員がおっしゃったとおり、平成27年1月27日付で総務大臣自治財務局長通知が全国に出されております。その中で、先ほど梅津議員がおっしゃったように、人口3万人未満については平成31年度までの間にできる限り移行という形で努力義務となっております。ただ、その後の本年の11月に国土交通省の国庫補助の関係の説明会の中で、資料といたしまして、人口3万人未満の地方公共団体については、公営企業会計をできる限り適用することを平成33年度以降に国庫補助の交付要件とするというふうに説明ございました。ということは、いずれ近い将来、こういった移行をしなければ国庫補助の要件として満たさないという時期

が来るのではというふうに読み取れるものでございます。

それと、この今国が平成27年から平成31年度までのこの5年間を集中的に全国の下水道事業については公営企業化を推し進めているということでございます。近隣でいいますと、築上町も一昨年に公営企業化を移行しております。こういった今、周りの市町が移行に取り組んでいろいろなノウハウを教えてくれているこの時期に、吉富町についてももう移行し、他の市町と同様な会計処理を行っていくほうが今後よりスムーズな運営ができるんじゃないかということも含めて、今年度準備を進め、来年の4月1日からの適用を目指すというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時40分です。

午前11時31分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第6. 議案第65号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第65号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の14ページをお願いいたします。

吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、改正の理由について、御説明いたします。

水道法施行令において、地方公共団体の水道事業者は、技術上の監督業務を行うものとして、水道布設工事監督者及び水道技術管理者を定めることとなっており、その資格について本条例にて規定しているところです。

今回、学校教育法の一部を改正する法律において、専門職大学及び専門職短期大学の制度が新たに設けられたことに伴い、水道法施行令も一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、同大学を修了した者も適用されるようになるため、本条例において、所要の改正を行うものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。あわせて、ナンバー1の新旧対照表の39ページを御参照ください。

吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例。

吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

これは、水道布設工事者となることができる短期大学等を修了した場合の実務従事期間に関する規定に専門職大学の前期課程修了者を含める改正となっております。

条文に戻ります。

第4条第2号中「した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」を「卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。））」に、「同条第3号に規定する学校の卒業者」を「同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。））」に改める。

これは水道技術管理者となることができる要件について、短期大学等の工学学科、土木工学以外の学科目を修了した場合の実務従事者に関する規定に専門職大学の前期課程修了者を含める改正となっております。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。上位法令の改正に基づく改正でございます。御審議の上、御議決い

ただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました。先ほどの中で、第3条第3号中の説明のときに、「専門職大学の前期課程を含む」を、の次に、「前期課程にあつては修了した者」というふうな文言が入ったという説明でした。これは上位法改正に伴うものということなので、まず1点が、町独自の改正部分があるのかというのが1点と、もう1つは、63号で、放課後児童に関する条例の場合に説明、さっき質問したんやけど、と同じように、これは要件の緩和、資格者の要件の緩和に関することなのか、ちょっと、その点について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） こちらにつきましては、町で独自で改正するものは含まれておりません。

それと、要件についても、先ほどと同様、緩和するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと専門職大学のことをちょっと私知りません。これは、通信教育でも受けられるのかとか、ちょっと、そういうのが、もし、わかれば。要するに、新卒の方だけじゃなく、今現在、先ほどの当該事業に参加されとる方がスキルアップのために通うとか、通えば、1つアップするとか、いわゆる、そういうことか、ちょっと説明が、わかればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 上位法令であります学校教育法の一部を改正する法律の目的といたしまして、専門性が求められる職業を担うため、実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設けるということで、より専門的な人材を育てるために、新たに、先ほど言いましたように、平成31年度の段階では、全国に新たに13校の新設の専門職大学を設けるということになっておるようでございます。

さらに、専門職大学の内容についてですが、その課程は、前期修了及び、前期課程及び後期課程と区分することができることとし、前期課程修了者には、文部科学大臣の定める学位を授与することとなっております。ということで、前期課程修了者については、文部科学大臣より、恐らく短大卒と同等の学位を授与するというようになっておりますので、本町においても同等の扱いをするというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 済みません。わかれば結構ですんで、要するに先ほど私が言ったのは、現在、新卒じゃなくても、後からそこに入学して、何らか形で資格をとれば、ということが、門戸が開かれたのかなという疑問でした。それは、また、今答えは必要ありませんが、委員会でもわかればお願いします。

○議長（若山 征洋君） いや、これ委員会付託ないはず。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） この大学につきましては、資料の範囲内では、通信によるものではなくて、一般の大学と同じように、そこに通学をしてということのようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第66号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

ページを追っての質疑を行います。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、3ページ。

歳出4ページ、5ページ。

6ページ、第2表債務負担行為補正。

7ページ、第3表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表地方債補正の変更について、この増減の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

第3表地方債補正の変更でございます。

まず、公共事業等債でございます。補正前の限度額ですが、2,570万円で、補正後の限度額970万円とするものでございます。よって、1,600万円の減額補正となるものでございます。

次に、防災対策事業債ですが、補正前の限度額290万円、補正後の限度額2,280万円でございます。よって、1,990万円の増額補正でございます。

この2つの起債の変更でございますが、いずれも農業水利施設保全対策事業の負担金に伴うものでございます。当初は、この県営事業になるんですが、その県営事業の大半が国庫補助対象事業となる見込みであったため、その補助裏として、公共事業等債を適用しておりました。しかしながら、結果としては、国庫補助対象となった額が少額であったこと。それと、大部分が防災対策事業に該当するということでありまして、今回、補正予算を計上しております負担金の増額分を含めまして、防災対策事業債に組み替えるものでございます。よって、この地方債の変更で390万円の増額の補正となるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明だと、県営事業で国庫負担を前提で、もともと始めていたものが、実は少額だったということは、見込み違いであったということですか。それが1点と。

防災に組み替えたという話なんですが、これに伴って、借りかえ後の補助率とか、今の補助裏、例えば、交付税算入、その辺の率が変わるのか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この事業ですが、国庫補助対象事業が、額が、少額であったということにつきましては、この

事業を行います担当課であります産業建設課のほうから報告をお願いしたいと思いますが、次の質問でございました率の関係でございます。当初、公共事業等債ということで考えてございました。これによりますと、この元利償還の40%は財源対策債としてみなされ、その元利償還の50%の分が交付税措置されるということでございました。これを防災対策事業債のほうに組み替えます。組み替えますと、こちらにつきましては、元利償還の約30%に基準財政需要額に算入されるということでございますので、単純に公共事業等債の場合、40%のさらに50%に当たりますから、全体としては20%の交付税措置かなというところでございますが、この防災対策事業債については、先ほども言いましたように、約30%ということでございますので、今回の借りかえることによつての交付税に算入される金額はその分プラスになるということで、有利な切りかえであろうと思つてるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回、国費が少額となった点でございます。これ県営事業で実施している事業でございますが、その事業費のうち、25%を町が負担するわけですが、県が国へ要望しておりました当初の額が3,575万円でしたが、国からの内示が81万5,000円となった関係から、財政課長が説明したような事情になったわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） はい、わかっています。

今、企画課長のほうから、財務担当から、20%のものから、いわゆる町の交付税が20%から30%に有利な借りかえになったという説明を受けたんですが、じゃあ、そもそも、こつちにしときゃよかつたやない。最初から。それはできんやつた。ちょっと、その辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

当初は公共事業等債ということで、これにつきましては、要は、国庫補助対象事業の補助裏の90%に充当可能で、町の負担ですね、そのうちの40%は財政対策債として認められ、その50%が交付税措置されるということでございます。事業が、元が国庫補助対象事業ですので、その裏の分として用意されておるのが公共事業等債でございます。それをそのまま当初予算では上げたということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。（「ちょっと説明違う。防災には、当初はできんやつたん」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この事業につきましては、補助裏については、公共事業等債が適用されるということでございます。その段階では、防災対策事業債ということのメニューはなかったと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に――いいですか。

8ページ、事項別明細書、総括歳入。

9ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、10ページ、11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県支出金、県補助金、農林水産業費で、農業費補助金、経営所得安定対策等推進事業費補助金があるんですが、ちょっと、この内容の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

経営所得安定対策推進事業、これは生産調整に係る事業でございまして、30年度補助要望いたしましたんですが、当初は満額の内示はございませんでしたが、11月12日に満額の補助がつくという内示がございまして、それに合わせて、今回増額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

11ページ、12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 繰越金で、今回も前年度繰越金が2,525万8,000円上がっているんですが、繰越金の残額は今現時点、この時点で、どれぐらい残っているんですか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回の補正予算で計上した後の残額につきましては、3,022万8,000円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

じゃあ、歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費で総務管理費と徴税费、2つあるんで、そのまま一緒にいきます。この給与増減について、上と下あるんですが、ちょっと説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、職員の人事異動に伴う増減でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。（「まだ」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これ、上と下の異動ということになるんですか。若干そう思ったんですが、上の総務費のほうは時間外手当がマイナス3万8,000円、下の微税費のほうでは、3万9,000円になっている。この微増、これはどういうことなのか。異動だけで。ちょっと、そこがわからんやったんで、説明をお願いします。違う人なんかかなと思った。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この時間外勤務手当は所属する職員の時間外勤務手当を積み上げて計算をしております、1,000円の端数の処理の関係で、1,000円ふえたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 済みません。ルールに疎いもんで。

次の下です。賦課徴収費です。電子納税対応電算改修委託料、これ、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） お答えします。

地方公共団体が共同で設置した一般財団法人地方税電子化協議会では、地方税の電子的納付が可能とすることへの社会的な要請の高まりに対応するために、全ての地方公共団体が利用できる地方税の電子納付システム、名称は地方税共通納税システムと言います。これを構築し、来年平成31年10月からシステムを稼働することとなりました。このことを受けまして、地方税共通納税システムと本町の電算システムとの課税情報及び収納情報の伝達が可能となるように改修が必要となりましたので、当該改修委託費216万円を計上しております。

なお、市町村におきましては、対象となる税目は、特別徴収による個人住民税及び法人住民税となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） コンビニから、簡単に言えば、コンビニから納付ができるということになるのかなと思いますが、そしたらば、それに対する負担金というのが発生するのかな、その辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） システム全体の説明としまして、収納に関する御質問であります、私のほうから回答させていただきます。

今回の地方税の電子的納付に対応するという中で、先ほど説明しました地方税共通納税システムの中では、コンビニ納付につきましては、今回は想定しておりません。ですから、それに関する負担金も、今回、この事業の中では発生いたしません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。さっきの説明では、全国で共通するシステムをつくりましょうということなのですが、となると、これに係る216万円は財源措置か何か国からあるのでしょうか。ちょっと、その辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今回、この216万円に対する財源としましては、交付税措置、交付税措置があると聞いております。

以上です。（「いやいや、まだ答えてない」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 税務課長が今申しましたように、交付税措置があるというふう
に存じているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、15ページ、16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。ちょっと、これ委員会でもよかったけど、緊急通報
電話機取り付け移転料、これは何件分で、何か急な事案でもあったんかなと、ちょっとお聞きし
ます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この案件につきましては、緊急通報、年度当初に10件、
10セットで予算をいただいておりますが、今年度、また在庫、今うちのほうで持っている在
庫が1セットしかない関係上、今回5セット、緊急で追加ということで、年々高齢者世帯で申し
込み者がふえておりますので、在庫が1件では、ちょっと、あと残り3カ月心もとないとい
うことで、5件の追加補正をお願いしたところです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 農林水産業費です。1番下のほうです。農業水利施設保全対策事
業負担金500万円ですか、これ説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

現在、排水機場の改修事業を行っているわけですが、その改修事業をするに当たって、屋外の発電機用の燃料の送水する管路に漏水が発見され、現在燃料タンクが地下式でございます。燃料を送水する管路に油漏れが発見されましたことから、地下式タンクについても、そのおそれがあるということから、目視点検ができるために地上式のタンクに改修を予定するものでございます。現在、地下式のタンクと同様の容量8,000リットルで、新たに鋼製のタンクにポリエチレンフォームの槽を2槽、中間槽として置き、外側は15センチのコンクリートで保護し、耐火構造かつ衝撃にもすぐれ、災害にも強い構造の物を設置することとしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、19ページ、20ページ。（「済みません、19ページ、お願いします」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、教育費のほうで、社会教育費、老人センターの修繕費が上がっている。ちょっと、これ説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この修繕につきましては、老人福祉センターの2階の畳の大広間に設置しておりますエアコンからガス漏れが発生をしましたので、その修繕料ということで、25万3,000円計上させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。上の、あと教育費の事務局費で、幼稚園就園奨励費補助金という何か出ているんで、これちょっと説明と、いつ、誰に支払うものなのか。ちょっと、その説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） この幼稚園就園奨励費と言いますのは、私立の幼稚園に通われている方に対して、ある一定の要件、所得等の要件が整えば、補助金を支給しようということで、国の補助金をいただいている事業になります。

今回の増額につきましては、この補助金については、保護者の方の所得によって補助金額が違いますけれども、当初予定しておりました所得の階層、あるいは、第1子、第2子で補助金の額が違いますが、その実際に入園された子供さんが第1子で今回5人分計上していたものが第2子の方がいらっしゃいましたので、その分が増額するというので、この補助金の交付の対象につきましては、私立のその通われている保育園が保護者に対して、国の補助基準分を減額をして、した場合に対して、交付をするものでございますので、実際には幼稚園、通われている幼稚

園から、補助の申請が上がってきまして、そちらに交付をするという形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 済みません、ちょっと、18ページ。いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（7番 是石 利彦君） 1番上です、土木総務費、職員手当等、この時期、住居手当
22万7,000円が上がっておりますが、これ、どういうことでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

職員の転居によるものでございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） どこに転居したんですか。どなたが、何人。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 土木総務費に所属する職員が自宅から民間のアパートに転居いたし
ました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 体育施設費のこちらの修繕費の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この体育施設費、2目の体育施設費の修繕料ですが、2点の合計になっております。

まず、体育館の水銀灯のランプが現在1個消えております。本来であれば、体育館の電灯につ
きましては自動で昇降機能がついておるんですけども、一部故障、故障というか、もう昇降を
おりてこないというような状況で、2年前も、たしか補正を組ませていただいたかと思うん
ですが、その1件分を電気の交換と、今回2年前に同じような形で、30万円弱の補正予算をいた
だいて、電球の交換をさせていただきましたので、昇降しない11個のランプについて、基本的
にそのランプの耐用年数が2年ということで、既にもう2年以上経過していますので、今回足場
にかかる費用も勘案しまして、昇降しないランプ分11個分を全て交換をするという修繕料と、も
う1点につきましては、体育館の中央に緑色のワイヤー、防球ネットが上からつるされている
んですが、それがワイヤーの老朽化によりまして開閉が非常に困難な状況になっております。やは
り、非常に重たくて、使用する方も、無理矢理、また、それを力のある方が閉めないで閉まら
ないような状況になっておりますので、その部分を修繕するというところで、合計金額86万

1,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明を受けたんで、なるほどと思うんですけど、体育館水銀灯のランプというやつ、その昇降機が壊れているということ自体をしなくてもいいのかなと思って、管理者として、こういうものをしっかりとすべきものではないのかなとは思いますが、ちょっと、その辺どうなんですか。やっぱり、少しでも我慢してやろうという努力のあらわれなんでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

平成28年当時にも、そもそもの、今、山本議員さんおっしゃるように、昇降ができないこと自体が管理上問題じゃないかということで、その修繕を電気の業者さんにも何回も見ていただいたんですが、その修繕自体がもうできないということで、結局、そこの改善は今のところは見込めないということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 内容をちょっとお尋ねしますが、ランプは水銀灯なんですか。水銀灯、また切れるんですが、今言うLEDのランプに交換とか、改造とか、そういうことも検討したんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） ランプにつきましては、体育館の分は水銀灯でございます。LEDに変えるとなると、そもそものつけ口の部分というか、機器全部の更新が必要になりますので、莫大な費用がかかってきておりますので、今のところは水銀灯での交換を考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について、御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません、16ページの児童福祉費のところの放課後児童クラブ運営委託料の増額補正の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えします。

これは、今年度、債務負担で予算をとっておりますが、単年契約で今の事業所が変わるので、もし、準備金ということで、運業者が変わった場合は、これが必要となりますので、その予算計上をさせていただいておりますが、引き続き今の業者がなった場合は、この予算は執行しない

というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に21ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

次に22ページ、地方債の現在高に関する調書。

次に23ページ、給与費明細書、24ページ、25ページまで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第67号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。

5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。7ページ、8ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、9ページ、10ページ。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第68号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。

5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。7ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

日程第10. 議案第69号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

4ページ、第2表債務負担行為。

次に、5ページ、事項別明細書、総括歳入。

6ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、7ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。8ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、9ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

次に、給与費明細書、10ページまで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第70号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑を行います。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページから4ページ。

補正予算明細書、5ページ。

給与費明細書、6ページまで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時24分散会
